

①「信州の安心なお店」等推進奨励金

岡谷市「信州の安心なお店」応援事業（感染防止対策奨励金）申請について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた飲食店等への支援として、「信州の安心なお店認証制度」の申請を要件に、奨励金を交付します。

【奨励金の概要】

対象者 ・ 要件	<p>・市内に事業所や店舗等を構え、以下の A ～ E のいずれかに該当する事業者</p>		<p>※令和3年4月16日時点において、既に事業を行っており、かつ現に事業を行っている事業者が対象です。</p> <p>※チェーン店・フランチャイズ店も対象となります。</p>
	A	<p>・ 飲食業 （宅配・テイクアウト専門店・露店型店舗、キッチンカー形式店舗は対象外です）</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店内で飲食を提供している飲食店。 ・食品衛生法に基づく営業許可を取得している。 ・県が実施する「信州の安心なお店」に認証申請している。または、認証を既に受けている。 	
	B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行業 ・ 結婚式場業 ・ 自動車運転代行業 ・ 一般貸切旅客自動車運送業 <p>【要件】</p> <p>・県が実施する「新型コロナ対策推進宣言」を行った上で、ステッカーやポスターを店内・店頭に掲示し、今後、県の申請受理の体制が整った段階で「信州の安心なお店」の認証申請を行うことを誓約する。</p>	
	C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料品製造業 ・ 酒類製造業 ・ 飲食料品卸売業 ・ 普通洗濯業 ・ リネンサプライ業 <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する「新型コロナ対策推進宣言」を行った上で、ステッカーやポスターを店内・店頭に掲示し、今後、県の申請受理の体制が整った段階で「信州の安心なお店」の認証申請を行うことを誓約する。 ・令和3年1月1日から令和3年4月末日の間において、諏訪圏域の飲食店や宿泊施設等と取引がある。 	

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="258 161 323 421">D</td> <td data-bbox="323 161 1278 421"> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊業 <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する「信州の安心なお店」に認証申請している。 または、認証を既に受けている。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 465 323 965">E</td> <td data-bbox="323 465 1278 965"> <ul style="list-style-type: none"> ・娯楽業 <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する「新型コロナ対策推進宣言」を行った上で、ステッカーやポスターを店内・店頭に掲示し、今後、県の申請受理の体制が整った段階で「信州の安心なお店」の認証申請も行うことを誓約する。 ・令和3年4月16日以降、一定期間、入場制限や時短営業等を実施していること。（令和3年4月16日以前から継続して実施している場合も含む。） </td> </tr> </table>	D	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊業 <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する「信州の安心なお店」に認証申請している。 または、認証を既に受けている。 	E	<ul style="list-style-type: none"> ・娯楽業 <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する「新型コロナ対策推進宣言」を行った上で、ステッカーやポスターを店内・店頭に掲示し、今後、県の申請受理の体制が整った段階で「信州の安心なお店」の認証申請も行うことを誓約する。 ・令和3年4月16日以降、一定期間、入場制限や時短営業等を実施していること。（令和3年4月16日以前から継続して実施している場合も含む。） 	
D	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊業 <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する「信州の安心なお店」に認証申請している。 または、認証を既に受けている。 					
E	<ul style="list-style-type: none"> ・娯楽業 <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する「新型コロナ対策推進宣言」を行った上で、ステッカーやポスターを店内・店頭に掲示し、今後、県の申請受理の体制が整った段階で「信州の安心なお店」の認証申請も行うことを誓約する。 ・令和3年4月16日以降、一定期間、入場制限や時短営業等を実施していること。（令和3年4月16日以前から継続して実施している場合も含む。） 					
<p>奨励金の額</p>	<p>A : 20万円（1店舗1回限り）</p> <p>BからE : 10万円（1事業者1回限り）</p>	<p>区分は上記</p>				
<p>申請期間</p>	<p>令和3年6月1日（火）～令和3年11月30日（火） ※当日消印有効</p>					
<p>提出方法</p>	<p>岡谷市役所商業観光課へ郵送（又は窓口へ持参）※メール、FAXでの受付不可</p>					
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類について、内容確認及び審査を行い、交付可否を決定します。 ・市から決定・確定通知書を郵送後、3週間程度で指定口座へ振り込みいたします。 <p>※審査状況により通知が遅れる場合があります。</p>					
<p>提出先及び問合せ先</p>	<p>岡谷市 商業観光課 奨励金担当</p> <p>〒394-8510 岡谷市幸町8-1 4階</p> <p>T E L 0266-23-4811</p> <p>受付日 月曜日～金曜日(祝日は除く) 受付時間 9:00～16:00</p> <p>(テクノプラザおかやでも受付可)</p>					

A ～ E まで共通

(1) 「信州の安心なお店」等推進奨励金交付申請書

(2) 通帳の写し等

奨励金申請者と振込口座の名義が同一であることを確認した上で、口座名義人（フリガナ）、振込先口座番号、金融機関名及び支店名が記載されている通帳又はこれに類する書類の写しを添付してください。

(3) 市税等納税証明書

申請者・事業所（法人化していない場合は申請者のみ）の納税証明書を添付してください。

(4) 営業活動が行われていることがわかる書類（①・②両方）

① 市内にある事業所の所在地が記載された次の書類のいずれかを添付してください（発行から3カ月以内または、有効期限内のもの）。

- ・法人：定款、商業・法人登記簿謄本の全部証明書等
- ・個人事業者：開業（開設）届、営業許可証等

② 店舗又は事業所の写真、チラシ、新聞広告、WEB 広告など営業していることの証明の写しを添付してください。

(5) 「信州の安心なお店認証制度審査結果通知書」の写し

または 「信州の安心なお店」へ認証申請をした旨の誓約書（原本）

- ・すでに認証を受けた飲食店・宿泊業は、県から送付される審査結果通知書の写しを添付してください。
- ・現在認証申請中の飲食店・宿泊業は、申請書の写しを添付してください（WEB で申請する場合は、アップロードした申請書の写しを添付してください）。
- ・飲食店・宿泊業以外の業種は、県が実施する「新型コロナ対策推進宣言」を行った上で、ステッカーやポスターを店内・店頭に掲示している写真を添付してください。加えて、今後、認証申請をする旨の誓約書（別紙様式）に署名し、添付してください。

(6) 「信州の安心なお店」等推進奨励金交付請求書

(7) 【個人事業主のみ】本人確認書類の写し

マイナンバーカード（表面）運転免許証、パスポート、保険証等の本人確認書類の写しを添付してください。

A（飲食）のみ提出

(8) 飲食店等の営業許可書の写し

食品衛生法に基づく営業許可書（有効期限内のもの）の写しを添付してください。

C (食料品製造、酒類製造、飲食料品卸売、普通洗濯、リネンサプライ) のみ提出

(9) 諏訪圏域の飲食店や宿泊施設等と取引がある証明

令和3年1月1日から令和3年4月末日までに諏訪圏域の飲食店等と直接商取引があったことを証明する納品書や領収書等の写し等を添付してください。

E (娯楽) のみ提出

(10) 一定期間入場制限、時短営業等を行ったことの証明

令和3年4月16日以降に入場制限や時短営業を行ったことがわかるチラシや店頭案内写真、ポスターの写しを添付してください。(令和3年4月16日以前から継続して実施している場合は、それが分かるものを添付してください。)

複数の事業を行っている事業所のみ

(11) 主たる事業の証明

複数の事業を行っている事業者は、奨励金の申請区分がその事業所の主たる事業(申請区分の業種の売上高が一番多い事業)であることがわかる決算書等の写し

【注意事項】

- ①添付書類は、A4サイズに統一すること。
- ②写真等を添付する場合は、A4の用紙にしっかり糊付けしてください。
- ③書類は、上記の順に並べて提出してください。
- ④提出した書類に偽りがあったとき、又はその他不正があった場合は、交付決定を取り消し、奨励金の返還を求める場合があります。

Ⅱ 後日必要な書類

- 信州の安心なお店認証制度の申請中 又は 申請の誓約をした方は、認証を受けた日から30日以内に以下の書類を提出してください。

(12) 「信州の安心なお店」等推進奨励金登録完了届

信州の安心なお店認証制度に規定する「信州の安心なお店認証制度審査結果通知書」の写しを添付してください。